

事業者支援情報

○大分県時短要請協力金（第5期）

飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている県内の飲食店、遊興施設等を運営し、営業時間の短縮等（時短要請等）にご協力いただいた事業者に対して、協力金を給付します。

【要請期間】（第5期）令和4年1月27日（木） 0時～2月20日（日）24時（25日間）

※やむを得ない場合は、1月30日（日）から

【対 象】大分県全域（まん延防止等重点措置区域）の食品衛生上に基づく飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設 等

【給付金額】1日当たり給付額×時短要請に応じた日数（店休日を除く）

◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能

（1）【要請A】「安心はおいしいプラス」認証店で営業時間を5時から21時までの間に短縮

1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

（2）【要請B・C】「安心はおいしいプラス」認証店または非認証店で営業時間を5時から20時までの間に短縮、酒類提供なし（休業も含む）

1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額
7.5万円以下	3万円
7.5万円超～25万円未満	1日当たり売上高の4割
25万円以上	10万円

（※1）1日当たり売上高

令和2年または3年の飲食部門の1～2月売上高（税別）の合計÷59日

（令和2年の場合は÷60日）

◆大企業（売上高減少額方式）もあります。

【申請期間】令和4年2月21日（月）から3月18日（金）まで

【申請方法】電子申請 または 郵送 【送付先】〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県時短要請協力金事務局 宛

【必要書類】①申請書および別表 ②代表者本人確認書類の写し
③営業時間短縮または休業の状況が分かる写真 ④通帳表紙の裏面の写し
⑤確定申告書の写し ⑥売上台帳等の写し

※申請金額等によって、必要書類が異なります。詳しくは、大分県HPをご確認ください。

【お問い合わせ先】大分県時短要請協力金事務局

TEL：050-6868-9518・受付時間：9時～18時（土日祝除く）

○【経済産業省】事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受け、売上が減少している中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

【対 象 者】新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

【給 付 額】給付額＝基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分
給付上限額：法人最大250万円、個人事業者最大50万円

【申請方法】オンライン申請のみの受付です。申請には登録確認機関による事前確認が必要です。詳しくは、事業復活支援金事務局HPをご確認ください。

【申請期限】令和4年5月31日（火）

【お問い合わせ先】事業復活支援金相談窓口 TEL：0120-789-140
受付時間：8時30分～19時

